**「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について**

資料１

□　（仮称）淀川左岸線延伸部（以下「左岸線延伸部」と記す。）は、大部分が地下トンネル構造であり、工事の段階において、多量の発生土が排出されることが想定される事業である。今後、環境影響評価準備書の提出が予定されている。

□　また、平成26年2月に豊能町内の建設発生土受入地において土砂崩落事故が発生したため、府では「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方」について環境審議会へ諮問し、その答申をもとに、埋立等を実施する行為者の義務、及び埋立て等の施工に関する技術上の基準等を定めた「土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定した。

この際、発生側の対策については、環境審答申において、国等で進める官民一体となった取組みに期待することとされ、「土砂埋立て等の規制に関する条例」においては、発生者の責務として、発生抑制、有効利用、適正な処理に努めなければならないことを規定した。

□　このような最近の状況を踏まえると、多量の発生土の排出が想定される事業については、発生土を排出する者が環境影響評価を実施する上で、発生抑制、再利用及び適正処理について、これまで以上に細部にわたる事項について深く検討し、所要の環境配慮を行う必要がある。

□　そのため、発生土について、事業者がどのような環境配慮を行うべきか、その上でどのように予測、評価を行うことが適切かについて検討し、環境影響評価条例の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（以下「技術指針」と記す。）を改定する。

□　技術指針の改定に当たっては、多量の発生土が生じる事業である中央新幹線の環境影響評価が先行しており、すでに関係知事意見及び環境大臣意見の中で発生土に関する事項が述べられていることから、これらの意見を参考にする。